

# せいほく

西北教育事務所便り  
No.44  
平成30年11月5日

教育庁西北教育事務所教育課  
住所：五所川原市栄町10  
Tel 0173-34-2111(代) 35-2170(直)  
Fax 0173-33-3663  
文責：小野 強幸

## 西北の課題【確かな学力の育成と心の教育の充実】 の解決に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現 と道徳教育や生徒指導の一層の充実を



◇ 日頃より西北教育事務所の事業推進に当たり、多大なご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

◇ 新学習指導要領の主旨等の説明を行い、学校の教育活動の改善及び充実を図るため、『**青森県中学校教育課程説明会**』（平成30年7月26日、27日、会場：つがる市立木造中学校、参加者131名）と『**青森県小学校教育課程説明会**』（平成30年8月7日、8日、会場：五所川原市立五所川原小学校、参加者156名）を実施しました。連日気温が高く、暑い中で行われましたが、参加者の皆さんはたいへん熱心に説明を受けていました。なお、この説明会は、新学習指導要領の完全実施に向けて、3年間で全ての先生方が受講することとなっております。

今年度は、その2年目でした。まだ、受講されなっていない先生方においては、来年度の説明会を必ず受講して下さるようお願いいたします。

◇ 県の新規重点事業の1つである「みんなで考えるいじめ防止対策推進事業」として『みんなで考えるいじめ防止活動研究協議会』を実施しました。この協議会は、各学校で児童生徒が主体となって活動するいじめ防止に係る取組（生徒会が中心となってネット使用上のルール作りを行う等）について、教員が実践事例を持ち寄り、研究協議を行うことで、県内のいじめ防止対策のステップアップを図ることをねらいとして実施されたものです。

### 《平成30年度みんなで考えるいじめ防止活動研究協議会》

- 日時 平成30年9月18日（火） 13:30～16:20
- 会場 五所川原市中央公民館（五所川原市一ツ谷504番地1 Tel0173-35-6056）
- 参加者 管内小・中学校の教員等 56名

#### 〔内容〕

- (1) 開会行事 主催者あいさつ 西北教育事務所 所長 葛西浩一
- (2) 実践発表 「生徒を主体としたいじめ防止活動」 五所川原市立五所川原第一中学校
- (3) 講義・演習 「児童生徒が主体となったいじめ防止活動について」  
青森県総合学校教育センター教育相談課  
指導主事 大野 仁
- (4) 研究協議 「各学校の児童生徒が主体となったいじめ防止活動について」
- (5) 閉会行事 謝辞 西北教育事務所 教育課長 片山好弘

今回の研修会は、6月の「安心できる学校づくり研修会」を受けて、いじめの未然防止に焦点を当て、児童生徒が主体となったいじめ防止活動の推進を図るために実施されました。研修会の始めに、今年度の取組推進校である五所川原市立五所川原第一中学校の実践発表が行われました。生徒代表の3年 中島谷 紗和 さんのナレーションで、スライドや動画を用いた具体的

な取組がととてもよく分かる、素晴らしい実践発表を披露していただきました。また、参加者にとっては、自校で取組を実践するためのイメージが持て、たいへん参考になる実践発表となりました。ありがとうございました。

青森県総合学校教育センターの大野 仁 指導主事の講義・演習では、青森県いじめ防止基本方針の改訂についての説明の中で、**学校が実施すべき取組**として、

- ①いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図ること（学校いじめ防止プログラムの策定）
- ②いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定めること（早期発見・事案対処のマニュアルの策定）
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図ること（教員評価においても取組を評価する）
- ④学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず年度始めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること
- ⑤組織が実効的に機能するよう、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにするとともに、情報の収集と記録、共有を行う役割を機能させ、組織的に対応すること（児童生徒の訴えを抱え込んだり、個人で判断したりしない）
- ⑥いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援すること

が確認されました。

また、**いじめ解消の定義**として、いじめ解消は、

「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」

「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

の2つの要件を満たすことであるとの説明を受けました。

さらに、**重大事態への対処**として

- ①いじめの重大事態については、青森県いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応すること
- ②児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこと

との説明がありました。

演習については、みんなで作るいじめアンケートの作成を行う予定でしたが、時間の都合で、どのように行うかの説明で終わりました。その手順としては、①各自で付箋にいじめの具体例（嫌な思いになること）を書く。（こどもになったつもりで）②グループで付箋を出し合い、いじめの分類をする。③いじめの分類ごとにアンケートの文言を考える。というものです。参加者の中には、「児童生徒の手によってアンケートをつくる方法として活用できそうだ。教師が作るよりもよいものができるのではないか。」という感想が聞かれました。

「管内小中学校の取組状況とその成果と課題」と題した研究協議では、各校で実際に取り組んでいるいじめの防止につながる活動について、それぞれ情報交換を行い、課題を解決するための方策などが協議されました。



〈実践発表〉



〈講義・演習〉



〈研究協議〉

研修会についての参加者の感想として、「取組推進校で実践している『生徒が主体となったいじめ防止活動』の発表を聞いて簡単なことから始め、深めていくことで段階的にレベルアップする取組になっていると感じた。自校でも取り組めることがあったので参考にしたい。」「各校の取組状況をまとめていただいた資料は非常に参考になりました。他校の具体的な取組を参考に、本校でも実践していきたいと思います。」などが寄せられていました。

なお、研究協議の内容が共有できるように、協議内容の記録用紙を回収し、編集した資料をすでに各校へ送付しておりますので、参考にいただければ幸いです。

## **学校が実施すべき取組**

学校いじめ防止プログラムの策定

早期発見・事案対処のマニュアルの策定

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付ける

学校いじめ防止基本方針を見守る児童生徒、保護者、関係機関等に説明する

組織の構成の適宜工夫・改善と組織的な対応

いじめを行った児童生徒の立ち直りの支援

(青森県いじめ防止基本方針より)

## **全体計画の見直しはお済みですか**

新学習指導要領が小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から完全実施となります。スムーズな移行がなされるように、今年度から移行期間が始まっております。文部科学省からの通知（「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」平成29年7月7日）や教育課程説明会によりご承知とは思いますが、「総則」「特別活動」「総合的な学習の時間」については、教科書の対応を要するものではないため、移行期間の今年度から新学習指導要領によることとされています。このため、特に「総合的な学習の時間」では目標が改善され、各学校における総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校の教育目標を踏まえて設定することとなるなど、これまでの全体計画等を見直す必要があります。見直しに当たっては、新学習指導要領解説 総合的な学習の時間編を参考にするなど、各学校で確実に確認していただきますようお願いいたします。